

協定項目	1 3	協議項目	組織及び機構の取扱い	檜山北部 3 町合併協議会資料
3 町の現況（平成 1 6 年 4 月 1 日現在）				
大 成 町		瀬 棚 町		北檜山町
○町長部局（75） 1 総務課（11） 2 財政課（7） 3 町民課（19） 町民課（15） 保育園（4） 4 建設課（8） 5 産業課（7） 6 出納室（1） 7 国保病院（20） 8 水産種苗育成センター（2） ○上記以外（12） 1 教育委員会（10） 学習振興課（5） 給食センター（1） 小・中学校、高等学校（4） 2 議会事務局（2） 3 農業委員会事務局（ ） 4 監査委員事務局（ ） 5 選挙管理委員会事務局（ ） ○檜山広域行政組合派遣 1 大成消防署（1） 職員数合計 88 人		○町長部局（89） 1 総務町民課（10） 2 財政税務課（6） 3 児童保育課（10） 4 保健福祉課（11） 保健福祉課（7） 在宅介護支援センター（3） 生活支援ハウス（1） 5 医療センター（23） 6 養護老人ホーム三本杉荘（10） 7 産業振興課（10） 8 建設水道課（8） 9 出納室（1） ○上記以外（11） 1 教育委員会（8） 教育委員会事務局（6） 給食センター（1） 高等学校（1） 2 議会事務局（2） 3 農業委員会事務局（ ） 4 監査委員事務局（ ） 5 選挙管理委員会事務局（1） ○檜山広域行政組合派遣 1 瀬棚消防署（0） 職員数合計 100 人		町長部局（114） 1 総務課（10） 2 企画商工観光課（8） 3 財政課（9） 4 町民課（12） 5 保育所（8） 6 農林水産課（9） 7 建設水道課（11） 8 健康センター（ ） 9 在宅介護支援センター（3） 10 農村改善センター（ ） 11 農林漁家高齢者センター（ ） 12 農業センター（2） 13 出納室（2） 14 国保病院（40） ○上記以外（16） 1 教育委員会（12） 生涯学習課（8） 給食センター（1） 幼稚園（3） 情報センター（ ） 青少年センター（ ） 青少年婦人研修所（ ） 町民体育館（ ） 2 議会事務局（2） 3 農業委員会事務局（2） 4 監査委員会（ ） 5 選挙管理委員会（ ） ○檜山広域行政組合派遣 1 北檜山消防署（1） 職員数合計 131 人

- 1 医師、歯科医師、高等学校の学校長及び教員を除く一般職員の実数としています。
- 2 兼務などがある場合は主たる業務に人数を掲載しています。
- 3 兼務だけの場合は 、 で掲載しています。

新町の組織及び機構の整備方針

1．基本的な考え方

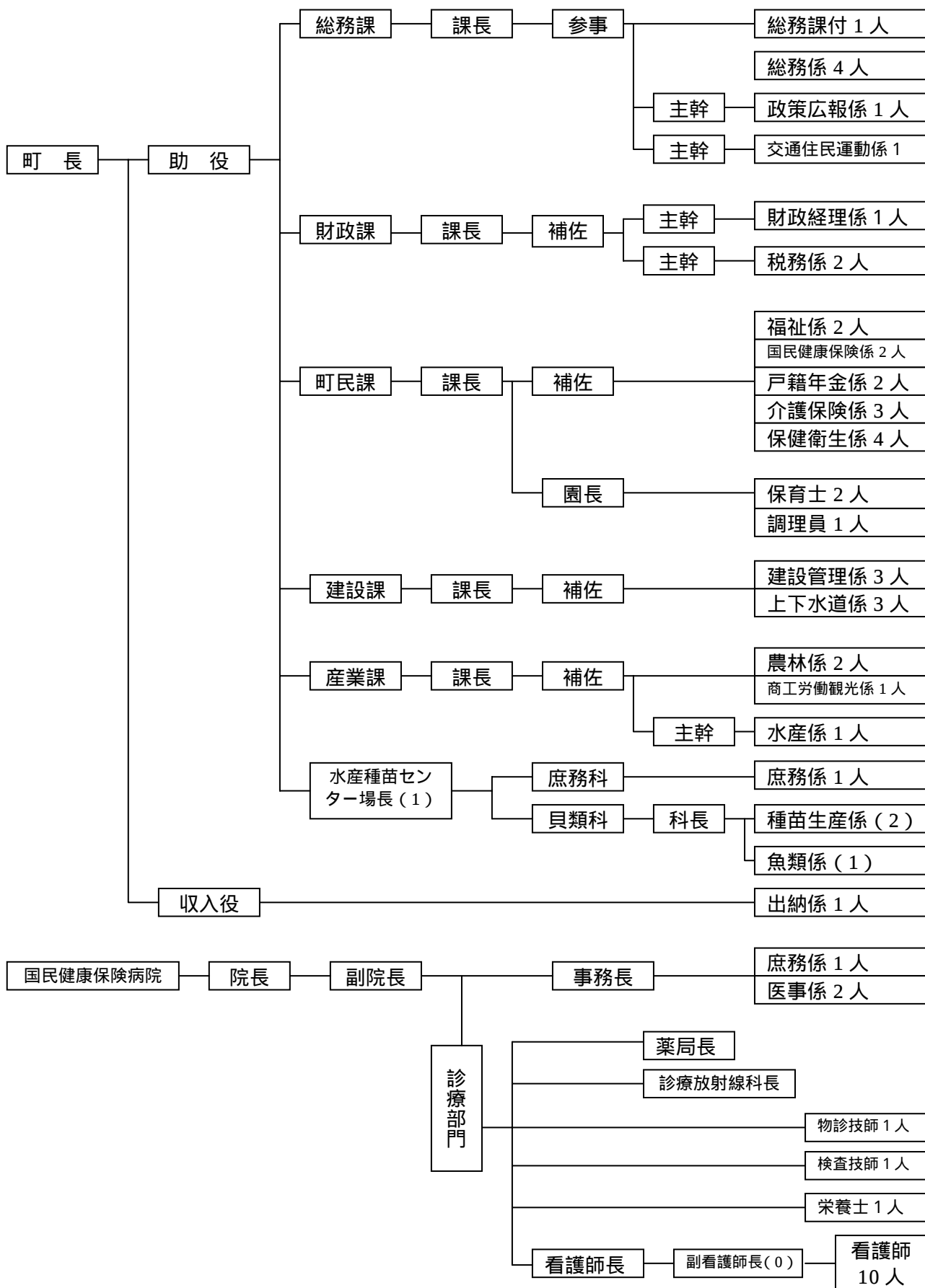
新町において総合的な行政サービスが提供できるよう、支所となる旧町の役場を有効活用し、窓口業務のほか、住民生活に密着した業務及び地域振興に関する業務を行うなど、行政サービスが低下しないよう十分配慮した組織・機構とするものとする。

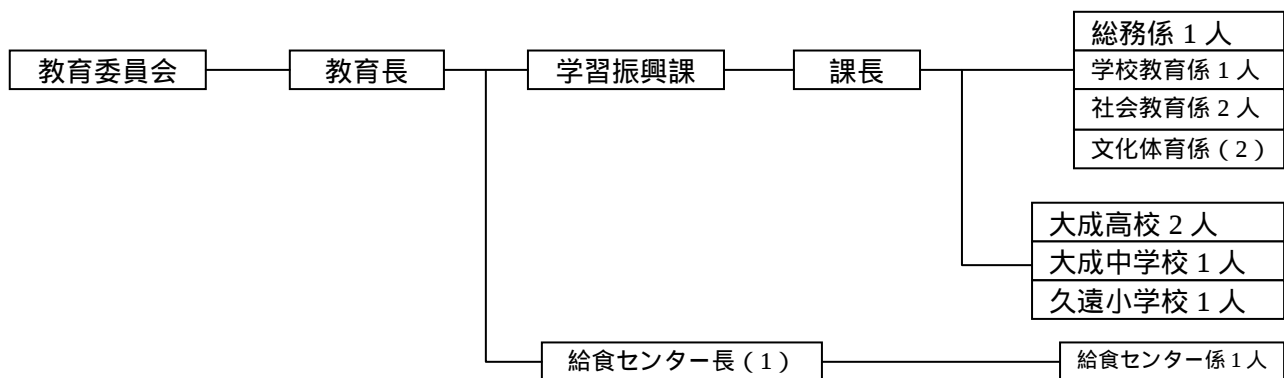
なお、新町の行政組織・機構の整備に関しては、行政サービス水準の維持に努めるよう、次の方針により整備するものとする。

2．整備方針

- (1) 北檜山町役場を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場にそれぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- (2) 合併後の多様な行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。
- (3) 町民の声を適正に反映できる組織・機構とする。
- (4) 町民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。
- (5) 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構とする。
- (6) 簡素で効率的な組織・機構とする。

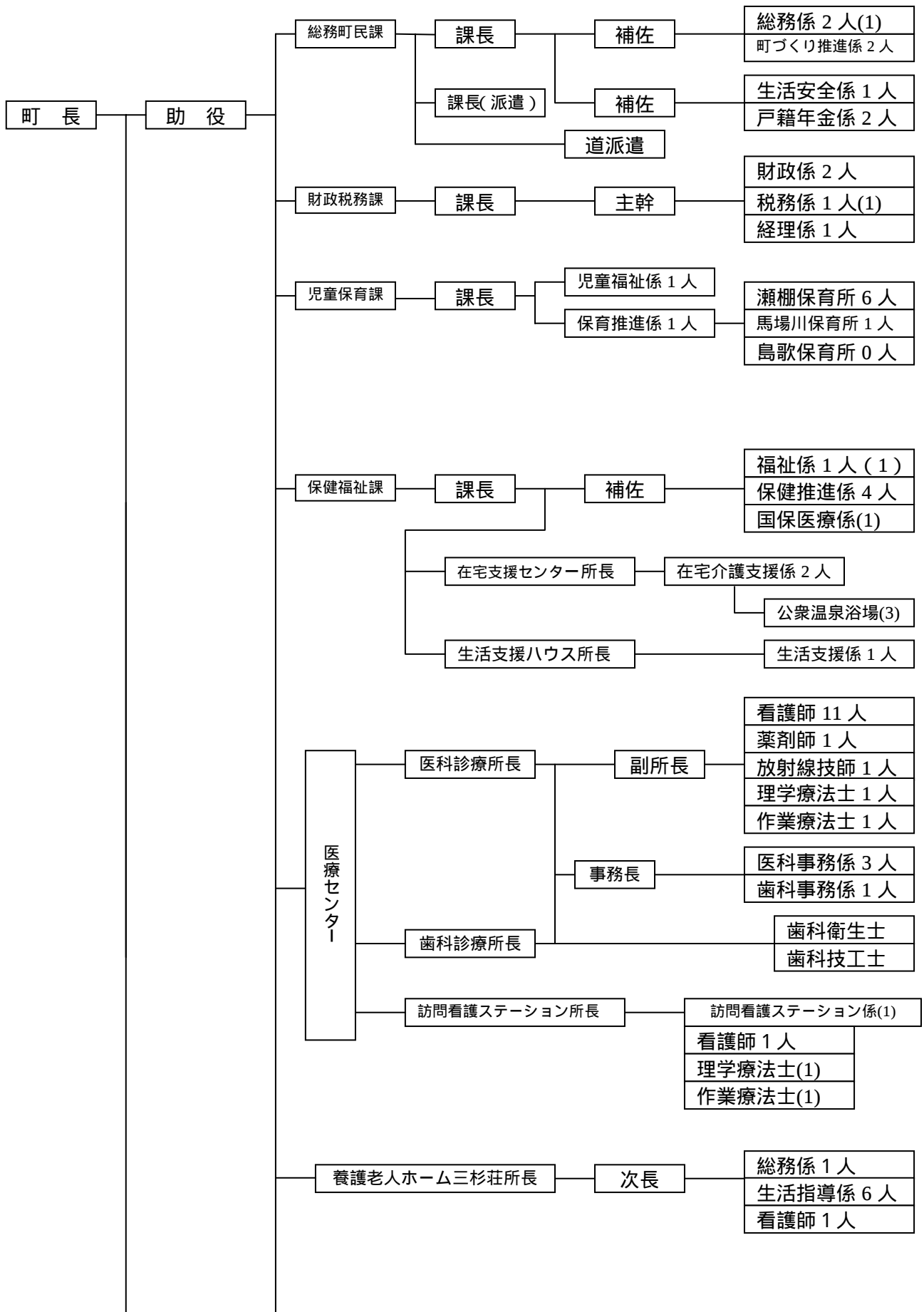
大成町組織機構図

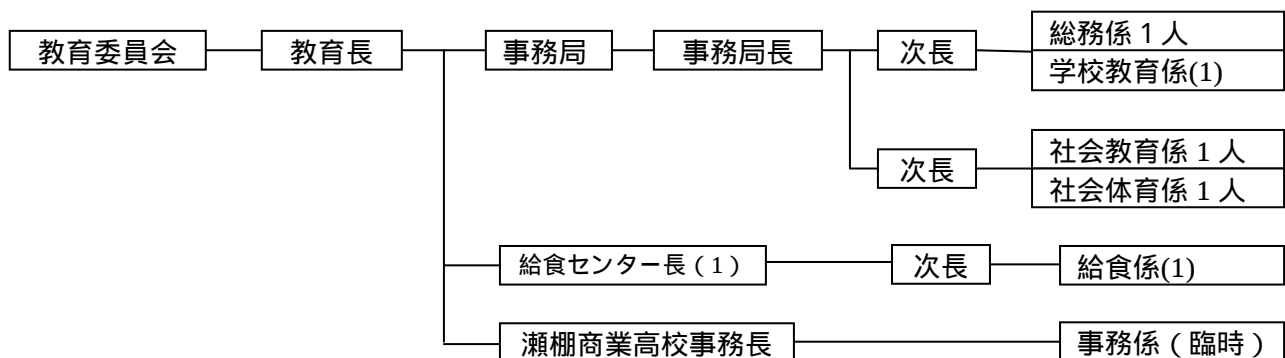
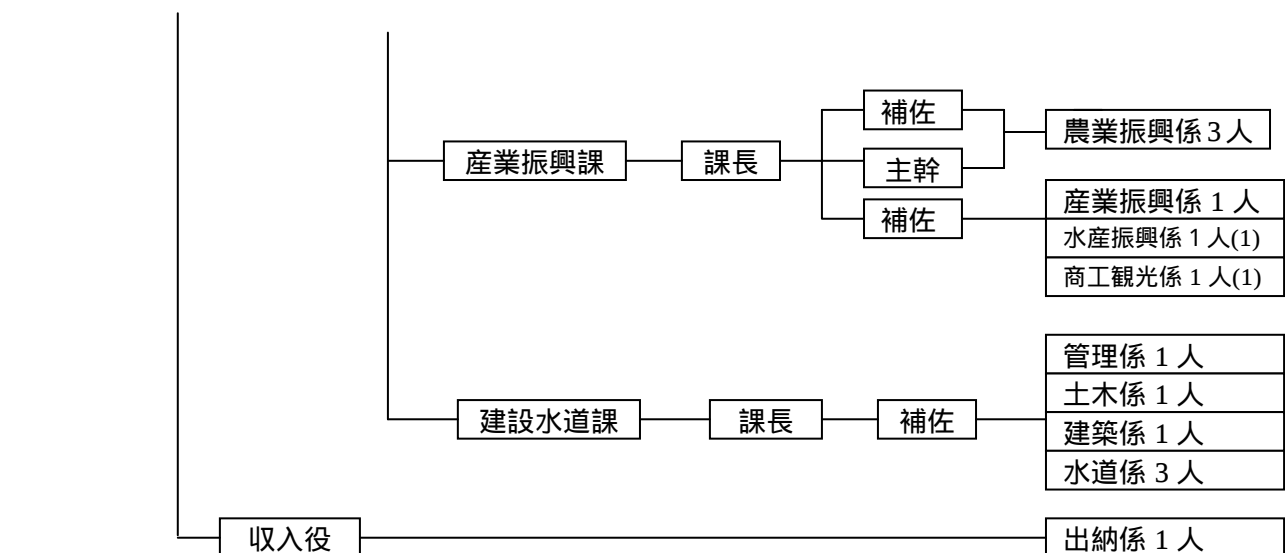




- 1 係名には係長、主査、主任、主事、主事補、公務補などを含んだ人数を掲載しています。
- 2 兼務だけの場合は () に兼務数を掲載しています。

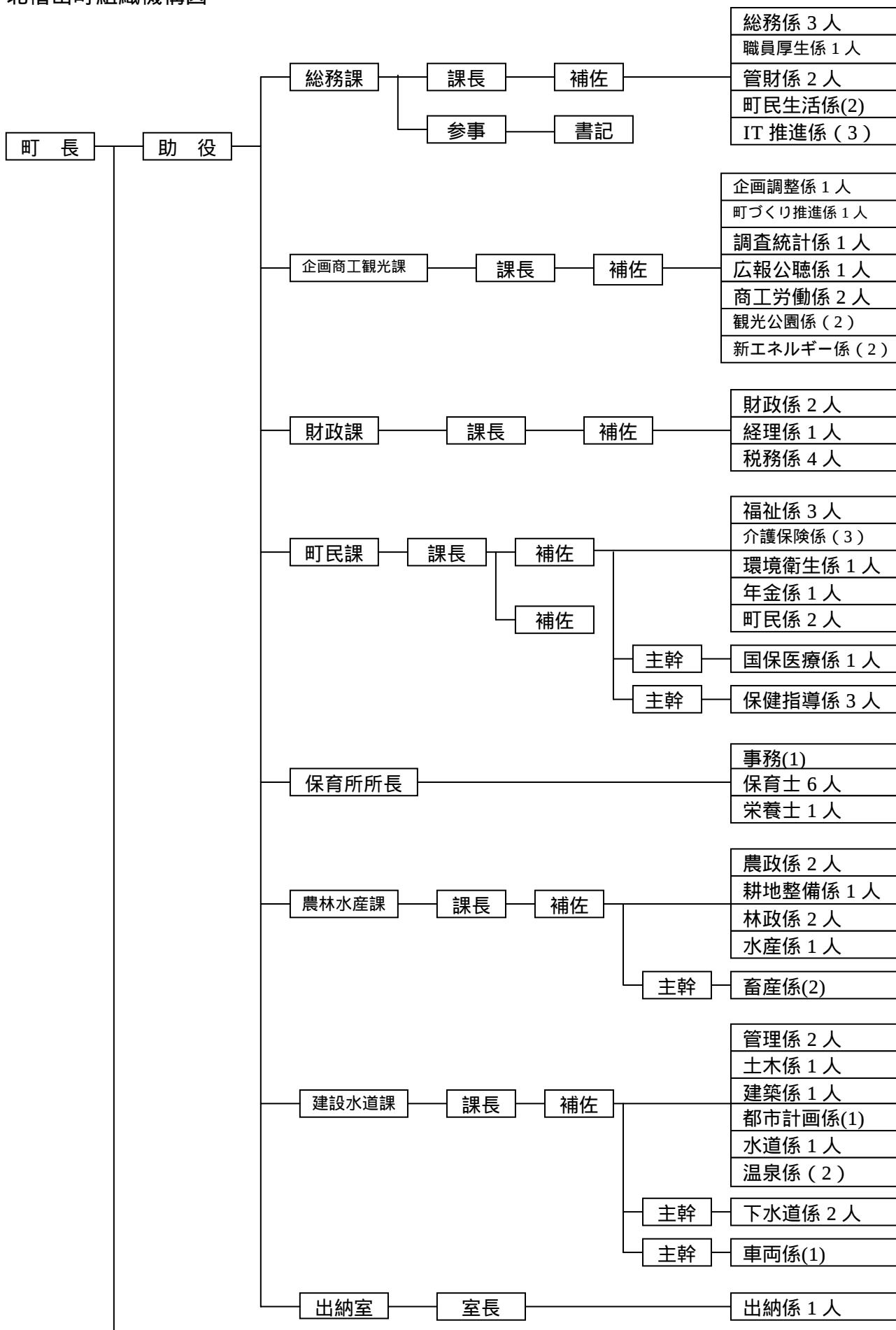
瀬棚町組織機構図

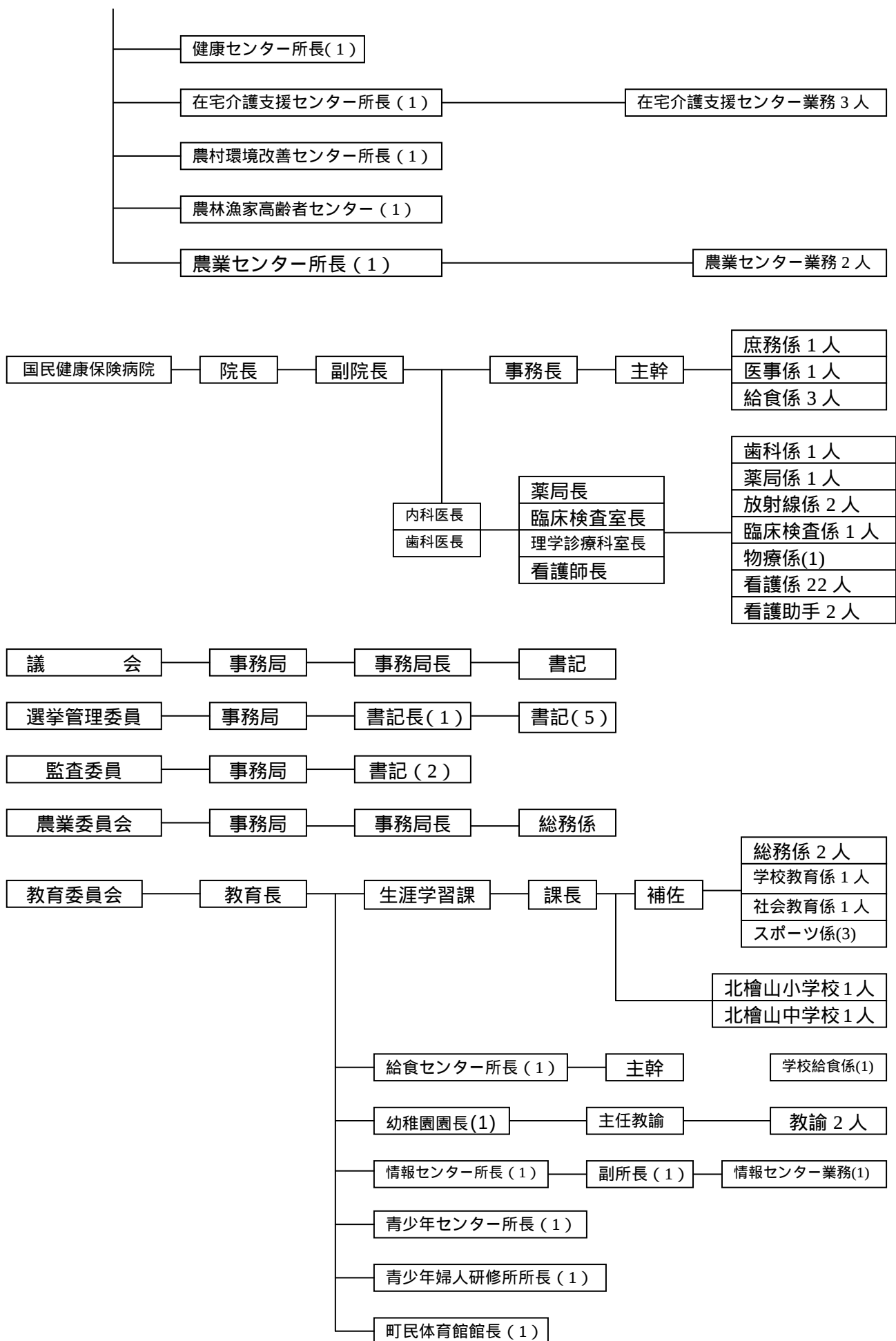




- 1 係名には係長、主査、主任、主事、主事補、公務補などを含んだ人数を掲載しています。
- 2 兼務だけの場合は()に兼務数を掲載しています。

北檜山町組織機構図





- 1 係名には係長、主査、主任、主事、主事補、公務補などを含んだ人数を掲載しています。
- 2 兼務だけの場合は()に兼務数を掲載しています。

先進事例

■加美町（宮城県／平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）

新町の事務組織及び機構は、次の方針に従い整備する。

- 1 事務組織及び機構は、簡素で住民にわかりやすく利用しやすいものとし、小野田町及び宮崎町にそれぞれの行政区域を所管する支所を置くとともに、支所に総合窓口を設ける。
- 2 現宮崎町賀美石出張所は廃止する。
- 3 地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応できるように、政策立案機能の強化と責任の明確化が図られ、かつ住民に対してより透明な事務の執行体制となる組織・機構とする。
- 4 現在、3 町全てに設置されている附属機関は、原則、新町において設置するものとする。

■東かがわ市（香川県／平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）

新市の事務機構及び組織は、次の方針に従い整備する。

- 1 当面の 3 町の役場庁舎は分庁舎として有効活用するとともに、現引田町役場及び現大内町役場には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- 2 現白鳥町五名支所及び現白鳥町福栄支所は、それぞれ出張所とする。
- 3 事務機構及び組織は、効率的で住民にわかりやすく、利用しやすいものとし、本庁及び支所に総合窓口を設ける。
- 4 附属機関は、3 町ともに置かれているものについては統合し、2 町又は 1 町のみ置かれているものについては実情を考慮し整備する。
- 5 事務の執行体制については、地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応するため、グループ制を導入する。

■神流町（群馬県／平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 中里村に支所を設置する。住民サービスの低下をきたさないような支所機能の検討に合わせ、また、「神流町」において新たに実施することになる建設計画の事業内容に合わせ、両町村長が別途、全体の行政組織機構を検討する。
- (2) 各種行政委員会の取扱いについては、各根拠法令に基づいて調整する。
- (3) 庁議等の庁内調整組織は「神流町」において検討する。

■あさぎり町（熊本県／平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 新町の組織については、住民サービスが低下しないように十分に配慮する。
- (2) 新町の組織・機構の整備については、「新町における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

<新町における行政組織・機構の整備方針>

新町における行政組織・機構は次により整備するものとする。

新町における行政組織・機構については、合併の趣旨を踏まえ合併の効果を最大限に生かすため、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。このため、合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (2) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (3) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (4) 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構

調整の内容（例示）

協議事項	組織及び機構の取扱い	関係項目	
	新町の組織及び機構については、「新町の組織及び機構の整備方針」に基づき整備するものとする。 <新町の組織及び機構の整備方針> １．基本的な考え方 新町において総合的な行政サービスが提供できるよう、支所となる旧町の役場を有効活用し、窓口業務のほか、住民生活に密着した業務及び地域振興に関する業務を行うなど、行政サービスが低下しないよう十分配慮した組織・機構とするものとする。 なお、新町の行政組織・機構の整備に関しては、行政サービス水準の維持に努めるよう、次の方針により整備するものとする。 ２．整備方針 （１）北檜山町役場を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場にそれぞれの行政区域を所管する支所を置く。 （２）合併後の多様な行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。 （３）町民の声を適正に反映できる組織・機構とする。 （４）町民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。 （５）指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構とする。 （６）簡素で効率的な組織・機構とする。		

組織及び機構の取扱いについて

調整の内容（案）

新町の組織及び機構については、「新町の組織及び機構の整備方針」に基づき整備するものとする。

《新町の組織及び機構の整備方針》

1・基本的な考え方

新町において総合的な行政サービスが提供できるよう、支所となる旧町の役場を有効活用し、窓口業務のほか、住民生活に密着した業務及び地域振興に関する業務を行うなど、行政サービスが低下しないよう十分配慮した組織・機構とするものとする。

なお、新町の行政組織・機構の整備に関しては、行政サービス水準の維持に努めるよう、次の方針により整備するものとする。

2・整備方針

- （１）北檜山町役場を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場にそれぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- （２）合併後の多様な行政問題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。
- （３）町民の声を適切に反映できる組織・機構とする。
- （４）町民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。
- （５）指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構とする。
- （６）簡素で効率的な組織・機構とする。